

# 立木伐採の事務フロー図

地域森林計画対象森林において伐採を計画

保安林

普通林

森林経営計画がた  
てられている  
保安林・普通林

事前に許可申請・届出が必要です。

- ・皆伐による伐採  
伐採を開始する日の30日前までに「保安林内立木伐採許可申請」が必要です。
- ・間伐のための伐採  
伐採を開始する日の90日前～20日前までに「保安林内間伐届出」が必要です。

申請・届出

皆伐：伐採する保安林が所在する振興局林務課  
間伐：伐採する保安林が所在する市町村役場

伐採を開始する日の90日前～30日前までに「伐採及び伐採後の造林の届出」が必要です。

届出

伐採する森林が所在する市町村役場

計画に基づき伐採等の作業が終了した日から30日以内に「森林経営計画に係る伐採等の届出」が必要です。

届出

経営計画認定者